

大谷本廟沿革考

小 串 侍

今茲に大谷本廟と言ふのは現今俗に西大谷に對して、東大谷と呼ばれてゐる東本願寺の本廟を指すものにして、眞宗初期に於ける大谷本廟に關しては既に種々研鑽の上その全貌を闡明にせられたが、所謂東大谷に就いては未だ何等の究明もなされていない。依つて極く概括的ではあるが、その沿革を尋ねてみよう。

大谷本廟は文永九年の冬、東山の西麓鳥邊野の北大谷より吉水の北、即ち知恩院の崇泰院の地に祖師聖人の遺骨を移し、更に佛閣を建てこれに影像を安置したのに創る。唯善の關東に逐電せる際彼れは堂宇を破壊し、祖像は云ふ迄もなく、亂暴にも遺骨をも發掘して運び去つたのであるが、幸に残れる遺骨と門弟の助力とに依つて祖像を安置することを得、舊に復したのである。その後影堂は兵火によつて回祿せるが、寛正六年正月、比叡山の大家は無碍光宗の故を以つて本願寺を襲撃し來り堂宇を破壊し去つた。此の時蓮如上人は祖像を奉して金森或は堅田等に移つてその難を避けられしが、三井寺との領解成りその保護を得て南別所の近松に祖像を安置せられたのである。文明九年山科の地に本願寺が建立せられ御眞影は近松より此所に遷り、その後本寺の大坂石山、或は京都堀川等に移基するに従つて

遷座せられた。

然るに吉水の北にありし祖墳は舊の儘にして、かの叡山の大家が本願寺を襲撃せる際、山法師は堂宇の破壊に満足せず更に祖墳をも發掘せんと企てしが、越前武士にして眞宗に歸依せる井上遠仲なる者が身を以て防止せしに依り幸に事なきを得たのである。井上遠仲とは四條徳正寺の祖にして法名を願知と云ふが、蓮如上人は文明四年この願知の祖墳守護の功を嘉賞せられたと傳ふ。願知の子孫たる了願、願信、祐願等は何れも祖墳の側に庵を結びこれを守護し奉つたが、願知五世の孫善了即ち祐誓の妹婿は元龜二年織田信長の難を避けん爲め、祖骨を發掘して粟田口の大工徳兵衛或は常圓なる者のもとに移したのである。然るに一面祖墳の敷地は相次ぐ戰亂によつて何時の間にか武家須和某の知行所となり、次いで疊所伊阿彌なるものゝ所領となつたのである。此れが爲め祐願の妻妙祐即ち善了の母は天正十一年、時の所司代前田徳善院玄意法印に訴をなし遂に舊地を復する事を得たが、更に秀吉より免税の一札を受くるに至つた。慶長八年、知恩院の境内擴張に依つて祖墳は鳥邊野延年寺山に替地を得て移轉し、かくて所謂現今の西大谷となつたのである。

二

慶長七年二月、教如上人は烏丸六條の地を得て本願寺第十二世の法燈を繼ぎ、翌八年六月八日には上州厩橋妙安寺より奉納せる祖像を奉して烏丸の地に移り、十一月十日には阿彌陀堂の建築成りて御遷佛式を舉行せられたのである。而してこれと共に境内の西南隅に祖廟を築造し、宗祖を初め歴代の遺骨を納められた。是れ東大谷本廟の始をなすも

のにして、慶長十九年十月五日教如上人遷化せらるゝや、その遺骨はこの祖廟の側に納められ、又藏即ち壽慶がこれを守護し奉つたと云ふ。〔集古雜編〕

承應二年、此の境内にありし祖廟は將軍徳川家綱の土地寄進に依つて、東山の地に移轉せりと傳ふる〔本願寺誌要〕が、此れに就いては更に究明する必要がある。即ち『粟津重要日記拔書』の明曆四年(萬治元年)九月十四日の條に、宣如上人の納骨を記して「晝過遺骨御墓ニ被爲納兩門様被爲御成御勤有之」と云へる御墓は、同書寛文十一年六月三日の琢如上人納骨を「御齊過御所様被爲成御骨須彌壇へ御納午下刻御骨大谷御墓へ御納」として殊更に大谷御墓と云へるに對考すれば、明かに境内にある墓所を指すものである。然も『粟津日記拔書』(四珍五)の寛文六年三月十九日の條に、粟津大學元隅が中川飛驒守に使せる際「又清閑寺山へ御墓所被爲引度由佐渡守へ御相談之儀内談ニ被遣候」とて、墓所移轉の相談をなす打合せを記し、更に左の如き『大谷屋敷書狀下書』一通はこれに關して注目すべき書狀である。

今度袋中庵屋敷へ本願寺御門主墓所被成御引候付、青蓮院御門跡様より爲御念公儀へ御届可被成との御事候へ共、自淳御門主公儀へ御斷被仰入相濟申候間、重而御届にも不及候、若此上にも自公儀何様之御とかめ御座候とも自當御門主急度御斷被仰入、青御門主様へ少も御難儀掛申間敷候間、此旨宜預御披露候、恐々謹言

戌七月二十八日

山岸 將 監

西川 織 部

谷 大 進 殿

此の書狀は本願寺の家臣山岸將監忠常及び西川織部之順の兩名より、青蓮院門跡の役者谷大進通泰に宛てたるもの

にして、祖廟移轉の件は既に幕府の領解を得たる事なれば、袋中庵の地に墓所を築造するに就いて、一切青蓮院に迷惑をかけざる旨を明示せるものであるが、戊七月二十八日とは寛文十年の事にして『華頂要略』に此年七月二十三日附にて「依_三東本願寺前大僧正光瑛琢如上人望_三南畑之内字袋中爲_三墓所地_二被_三借遣_二以後毎年從_三彼室_二年貢米進納也」と記せり。されば祖廟の東山移轉は明かに承應二年にはあらで、寛文十年に早くも改葬法要が執行せられしが故に、少くとも寛文六年より寛文十年迄の間に決行せられしものと云はねばならぬ。然も將軍家綱の土地寄進云云の義も、祖廟造建の爲めに諸所より土地を借用し年貢米を納付せる事實よりすれば、これ亦首肯し難い説と言はざるを得ない。その借用せる土地は『粟津文書』によれば大略次の如きものであつた。

(一) 平野仲安の土地(青蓮院領) 此の土地は所謂袋中庵の屋敷にして青蓮院の領有であるが、寛文八年三月十三日に借主たる平野仲安より金子三百兩にて讓受け、毎年その年貢米として九斗七升四合を領主に納附したのである。

(二) 安養寺也阿彌の土地(青蓮院領) 年貢米一斗二升の山島にして、寛文八年三月十八日、也(彌)阿彌に銀子一貫目と別に銀子百五拾目を以つて讓受けた。此の地は寛文五年頃には知恩院の領有なりしが、翌六年には青蓮院の所有に歸せしもの、如く、それを彌阿彌が此時まで借用してゐたのである。

(三) 圓山金重の土地(青蓮院領) 此の地は雙林寺と袋中庵との間に在つて東九間半、南七間半、西拾二間半、北拾間半の區域にして、その年貢米二斗四升の藪島である。寛文十年八月四日、銀子一貫目並に金子拾兩にて金重より讓受けたのである。

(四) 發志庵漢阿彌の土地(雙林寺領) 此れは袋中庵と長樂寺との間に在つて東西八間半、南北拾八間の山島にし

て、その年貢米は三斗三升である。寛文八年三月十七日、銀子一貫目並に金子拾兩を以つて漢阿彌より讓受け、その約定の如く雙林寺の役者寶壽庵に年貢米を納付せしが、その際、若し當方の都合によりて屋敷となすが如き事あるも決して迷惑をかけまじき旨の一札を入れたのである。

(五) 妙吉庵臨阿彌の土地(雙林寺領) 發志庵島の下に在つて東漸寺道に副ひ、東西八間半、南北六間半の島にして、二斗の年貢米である。寛文八年三月二十二日、臨阿彌より銀子三百五十七匁にて讓受け、外に櫓代として金子三兩を手渡したのである。

(六) 雙林寺領有の土地 此の土地は東は袋中庵限りの二十間、南は東漸寺道に接して六間、西は東漸寺限りの拾九間、北は圓山金重の島に接して七間半と云ふ位置と範圍をもてる數畝であつて、その年貢米は三斗五升である。寛文十年九月朔日、金子三拾兩にて借受け、別に懇望に應じて、雙林寺に御厨子を寄進したのである。

(七) 長樂寺與阿彌の土地(雙林寺領) 此の地は二筆にして、一は年貢米五升の山島、他は此の山島の下に在つて年貢米五斗二升五合一勺の高畠である。此等を合して寛文八年三月十八日、與阿彌より銀子一貫目並に金子拾兩にて讓受け、冬には雙林寺の役者寶壽庵に年貢米を納附した。

尙ほ此の土地の外に、三間に七間の地を寛文十一年六月に讓受けし事が、次の二通の文書によつて判る。

一筆令啓上候、然者御墓屋敷東之方當寺之山三間ニ七間指上候、就其昨日御帷子單物五、金子拾兩被下過分至極奉存候、御序之節可然様仰上可被下候 恐々謹言

亥六月四日

長樂寺與阿彌(判)

栗津右近尉様

一昨日ハ緩々と得御意忝奉存候、然者貴様御出之由承申候、拙者出入致不懸御目御殘多存候、御持參受得狀只今御下書共特と進し可然様ニ進レ可被下候、御募御參詣之時分御出可被下候、猶期貴面節候 以上

六月六日

猶々早々特と可進候處何角と不得透候、御受得被成可被下候

長樂寺與阿彌

西 口 玄 西様

然るに此の土地の讓受けに就いて、長樂寺の本寺たる靈山即ち時宗國阿派の本山正法寺は、山の賣買は既に法度として禁制せる所なれば、若し賣買を強行せば宜しく公儀にその旨を届出づべしとの故障を提出した。此れに依つて長樂寺の雜職與右エ門並に雜職頭松尾宇兵衛、正法寺の文阿彌、東本願寺の勘左衛門、町役人鹿島長右エ門等の間に交渉が重ねられ、その間東本願寺末寺の法泉寺が調停斡旋に盡力し、漸くこの年の十一月に至つて解決したのである。即ち

長樂寺屋敷埒明申候、由法泉寺申越候。(十一月六日) 長樂寺山之儀ニ付、靈山ト出入法泉寺肝煎候而、無事ニ相濟候由

今日申來。(十一月十八日) 長樂寺與阿彌山出入濟候禮ニ參候。雜職へ左近申候、使勘左衛門遣。(十一月廿日) 『栗津日記』

とあるは此れを物語るものである。以上此等の土地讓受けに就いて、最も盡力せるは勿論山岸將監並に西川織部の兩人であるが、兩名共殊に山岸將監はその一族と共に寛文十一年六月八日に本寺を追放せられてゐる。これはその間の事情未詳なれども、或はこの祖廟築造に關連しての事か、將又他の理由によつて常如上人御代替に當つての追放せら

れたものかも知れない。

三

元祿十二年七月八日、一如上人は祖廟の敷地を擴張し、佛閣の再建工事を起され、漸く同十六年二月に至つて目出度堂宇落成し、眞如上人によつてその遷佛法要が執行せられた。此の時祖廟の土地を御朱印地にせんとの意向を持ち、柳澤備後守を通して内々松平美濃守に願出でたのであるが、偶々將軍綱吉の薨去に際會してその目的を達せなかつた。然し乍ら此の意圖は容易に放棄せず、その後正徳元年、享保三年、同十四年等と度々幕府に對してこれを歎願したのである。

延享元年、また々敷地拜領の儀を訴ふる事となり、同年四月には使者として正使上田肥後正證、副使打田萬右衛門(龜山の産、享保十七年召出され、延享元年十一月十五日卒、六十九、法名自体)の兩名が任命せられたのである。而して此の拜領すべき土地の所有主たる青蓮院に於ては、寛保三年十一月十三日に「東本願寺年來所望南畑地面大谷坊御領地内外地面今度更御領掌被_レ仰遣、御使鳥居小路大藏卿門跡對面畏入之由有_二御請_一」(『華頂』要略)とて既に祖廟敷地に好意を寄せしが、此の敷地拜領の企てに對しても大いに賛意を表し、武田主計信養を使者に任命し、東本願寺の兩名の使者と共に江戸に下向せしめたのである。

五月二十八日使者兩名は淺草御坊輪番南林坊を案内として寺社奉行所に出頭し、大岡越前守忠相、山名因幡守豊就、本多紀伊守正珍の三名に宛てたる五月十八日附の、左の如き眞如上人の御書と口上書とを提出したのである。

一筆令啓達候、然者當所東山大谷開山墓所拜領奉願度、今度以使者申上候間、宜御沙汰頼入存候、委細使者上田肥後口上申含候 恐々謹言

此れより以前、拜領すべき土地はすべて青蓮院、雙林寺、長樂寺等の領地なるが故に、内々個別的に交渉を重ねた。その結果、青蓮院の領地たる七千百拾三坪の土地は、山科郷御厨子の奥村所有の山と替地する事とし、又雙林寺領の千百七拾坪餘の地は、かねて東山大谷の爲めに寄進を申出でたる末寺寶受寺の所有にかゝる内野新家の土地と交換し、更に長樂寺の領地は、既に今迄に六百三拾坪餘の土地を借用せしが、新しく増加すべき千八拾坪餘の土地は、境内地に非らず全く無用の地なれば公儀に取上げらるゝも差支なく、替地の儀にも及ばずとの長樂寺の言質を得、茲に大略各領主の領解を得たのである。

青蓮院の使者武田主計は本願寺の使者とは別個に口上書を提出し、青蓮院としてはかねてよりの本願寺門跡の希望の如く、大谷の地を賜り、此の土地を山科の山地と交換する事は地續きにて甚だ好都合なれば、是非共に替地相成りたしと願出でた。

又兩名の使者は別に松平右近將監武元並に土岐丹後守頼稔に口上を以て歎願に及んだのである。然るに此の年六月二十五日、かゝる歎願の趣は京都の所司代に提出すべしと申渡され、此れが爲め使者上田肥後は強いて奉行所に於て審理せられたしと願ひ、漸く此の願を受納れられる事となつた。此日上田肥後、武田主計の兩門跡の使者は、替地の山科の地は禁裡御領なるが故に、これを如何にする方策なりやとの兼ての大岡越前守の尋問に對し、連名を以て若し山科の地差支の節は、西山堅木原邊物集女邊に當つて門下所有の土地あれば、京都に於て宜しく調査下さるべしと返

答をなし、越へて七月十四日、京都よりの書簡に依つて、愛宕郡川嶋村に於て六萬坪の土地を見出し、又山科の地は禁裡の御領なれども何等の差支なしとの役人の言質を握れる由を知り、直にその旨趣を具陳したのである。さてかくの如く兩門跡の使者は必至に歎願に努めたが、拜領すべき青蓮院の土地には本能寺の末寺たる本住寺並に本漸寺の二箇寺があつて、本漸寺には

居間 桁行拾一間

梁行北ニテ五間、南ニテ貳間半

祖師堂 桁行一間

梁行二間

椽三尺五寸三分

二重塔 七尺四面 椽一尺四寸

と云ふ建物があり、又本住寺のそれは左の如きものである。

客殿 桁行五間

梁行五間

庫裏 桁行四間

梁行二間

書院 桁行三間

大谷本廟沿革考(小串)

此の二箇寺は何れも無住にして、本寺より留守居を派し、嘗つて祖廟敷地に關して大谷講中が此の二箇寺の講中に談合せる際、本寺と交渉すべき旨を告げし故本能寺の檀那有木新兵衛を通して掛合に及び、遂に本能寺に移轉料を納附すべき約定が成立し、又その移轉先は圓山の下藪畑と領主たる青蓮院との間に領解が出来て居たのである。然るに此の二箇寺は事實上無住でなかつた爲めに、茲に測らずも移轉の義に故障が生じたが、青蓮院の使者は此の故障を意に留めず敢へて歎願に及んだのである。

延享元年十月二日、眞如上人御遷化遊ばされ、加ふるにその後を襲へる融如上人が僅か三ヶ月にしてまたく遷化せらるゝに及んで、一派は全く憂色に滿つる事となつた。従つて此の御朱印地拜領の運動も氣乗薄となり、加之副使打田萬右エ門は中氣にて淺草御坊に於て頓死するなどあつて、全く一頓挫を來したのである。

延享二年三月二十日、從如上人は眞如上人の遺志を繼ぎ、改めて本多忠務並に大岡越前守に御書を以て此れが歎願をなされた。又青蓮院に於ても此れと同時に、武田主計をして速かに歎願の趣を許可せられん事を申出でたのである。此の年八月二十七日、上田、武田の兩使は同道にて本多紀伊守の屋敷を訪ねし處、測らずも寺社奉行四人同席の上にて遂に替地の儀を許可すとの申渡を受けた。此れに依つて武田は直に此旨を京都に報告し、その使命を完うして九月八日に江戸を發足した。『華頂要略』の九月五日の條にその書狀の事に就いて次の如く記してゐる。

一、在府從_三武田主計_一飛札到着_{八月廿八日附也}於_三本多紀伊守私宅内寄合席_一大岡越前守執達書云

青蓮院御門跡使者 武田主計

東本願寺大谷廟所地之儀 青蓮院御門跡東本願寺雙方被_レ相願_レ候通地所替被_レ仰_レ付之候 右之段可_レ申達_レ旨本
 多中務大輔殿申聞候

丑八月

追九月二十日武田主計上京

然るに一方東本願寺の使者上田肥後は單に替地の許可のみにては本來の希望に副ふものに非らずとて、改めて一萬坪拜領の折紙を下附せられん事を願出で、九月二十八日、漸く大岡越前守の屋敷に於て左の如き書附を受取り、その目的の大半を成就したのである。

東本願寺門跡大谷敷地拜領之儀願之通被仰出候ニ付、御判物被致頂戴度由被申聞候趣全承知候、御序次第御判物被遣ニ而可有之候

九月

かくて上田肥後は各所へその御禮に廻り、十月五日全く使命を果して上洛の途に就いたのである。

此の年十一月十七日には早くも次の如き大谷御敷地拜領に就いての回狀が諸國に出された。即ち

一筆令啓達候、先以御門跡様御機嫌能被成御座候、然者今度大谷御廟所御境内並御境外之増地合壹萬坪、從公方様御拜領被成候間、各難有可被存旨被仰出候、恐々謹言

十一月十七日

坪坂 主馬直誠

飼田 大膳辰好

上田 肥後法橋正澄

下間大藏卿法橋賴俊

下間治部卿法橋在江戸

追啓大谷御敷地御拜領ニ付、講中と相僞奉加と號、志を乞候族僧俗不寄諸方致徘徊故、亂成義を相勤メ候共堅取合ヒ申間敷候

十一月

右之別紙五畿内美濃近江尾張

(文書課藏文書)

此年閏十二月七日、中井主水と棟梁三人、東役所の與力山田源兵衛、西役所の與力手嶋郷右衛門、東本願寺の役人宇野玄蕃並に内田大炊、青蓮院の役人武田主計並に進藤安女等の人々が立會をなし、祖廟の地に境杭を打ちてその引渡しを完了した。越えて十三日には山科御厨子奥山にも境杭を打つた(『華頂要略』)が、青蓮院より譲受けし土地の年貢米は八石五升一勺であつた。

かくて延享三年將軍徳川家齊の判物を受け、大谷の地一萬坪を拜領する事となつたのである。是より後大谷本廟に於ては、諸國より參詣する諸人の不便と本廟の體面とを慮つて、大谷參道即ち大谷新道を築造したが、此の新道築造に就きても又種々の困難と往復がある。然し乍ら此れは他日に譲り、一先づ筆を擱くこととする。

(十一月參考稿)